

「協働」によるまちづくりと住民の学びに関する研究 ～総合計画の策定に向けた取り組みを中心に～

小林 賢司*

1. 研究の目的・課題・方法

1969年の地方自治法改正に基づき、全国の自治体で総合計画の策定が義務付けられて以降、現在ではほぼすべての自治体で、総合計画の策定が行われている。さらに近年では、地方分権改革が推し進められ、国と自治体、自治体と住民における権力構造が変質してきている。中央集権的な垂直の関係から、対等・平等を主軸とする水平的な関係へと変化することで、地域住民には自治体行政との「協働」が求められるようになってきた。

こうした流れは自治体の計画作りの場においても同様であり、「協働」による総合計画の策定を進めようとする自治体が増えてきている。しかし、行政と市民による「協働」は、形骸化しているという指摘も存在する。

本研究では、行政と市民の「協働」が形骸化している現状を分析し、「協働」の実質化を果たすための方策について検討することを目的とする。その際、松本市とつくば市を事例に、「協働」の仕組みそのものではなく、「協働」に至る「過程」に着目し、恒常的な住民の学習が土台となっていることを検証する。

2. 構成

序章 研究の目的と課題

第1章 自治体における総合計画の策定と「協働」

第2章 総合計画における住民の学び

第3章 総合計画の策定過程の分析

終章 本研究のまとめと課題

3. 概要

序章では、先行研究の整理を行い、本研究の課題の設定と事例分析による方法を提示し、「協働」の形骸化を乗り越え実質化させる方策を検討するという目的を設定した。

第1章では、総合計画と「協働」の現状を整理した。総合計画が抱える課題とは、行政主導の計画策定と形式的な住民参加による「協働」の形骸化であることを指摘した。また、「協働」概念について、荒木昭次郎の論を中心に考察した。「協働」とは住民と行政とが協力し、公共サ

* 筑波大学人間学群教育学類4年

ービスを構築する過程であること、画一的ではない柔軟な行政感覚が「協働」においては求められることを明らかにした。

第2章では、つくば市の総合計画策定審議会を事例に、議事録から「協働」をめぐる議論を分析し、市民の意見が公募委員やパブリックコメントを介して反映される仕組みが、実質的には住民側の無関心と行政側の形式的なアリバイとして利用されている現状を指摘した。そして①委員の選定、②議事進行、③住民の意見を取り入れる手法に原因が求められることが明らかとなった。その上で、実質的な「協働」がなされていると考えられる福島県飯館村、島根県海士町の事例を基に、住民の恒常的な学習が「協働」の実質化に寄与している観点の提示を行った。

第3章では、長野県松本市と茨城県つくば市の総合計画の策定過程を、住民の学びという観点から分析した。その結果、松本市は町内公民館をはじめとした、市内の社会教育施設および、関連施設が重層的につながりあうことで、住民の学びを促していること、また、そうした環境を歴史的に住民と行政が作り上げてきたことを明らかにした。そうした日常的な学びと、住民・行政との日常的な関係が、総合計画の策定という場面における「協働」を実質化させることにつながっていることを明らかにした。一方つくば市は、公民館の地域交流センター化をはじめ、住民の学びの場、まちづくりの拠点となる場が不在であることが住民の無関心を生み、「協働」を実質化させる住民の力量形成に課題があることを指摘した。また松本市と対照的に、住民の声を集約し、行政に届けることができる仕組みがないことが、「協働」の形骸化に結びついていた。

終章では、「協働」を実質化させる住民の学びについて整理した。実質化に必要なのは特定の課題に対応するための「協働」の仕組みづくりではなく、日常的に住民が学び、行政とつながっていくことのできる場をつくる「過程」であることを明らかにし、さらに、今後の課題をまとめた。

4. 主要参考文献

荒木昭次郎『参加と協働-新しい市民=行政関係の創造』ぎょうせい、1990

島田修一・辻浩『自治体の自立と社会教育-住民と職員の学びが開くもの-』ミネルヴァ書房、2008

(指導教員 上田孝典)